

令和5年4月

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社

日整連「キープ the モーターズ保険」補償内容の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度令和5年7月1日以降保険始期契約より、日整連「キープ the モーターズ保険」において、新型コロナウイルス感染症に関する商品改定を実施いたします。

商品改定の概要につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 商品改定の概要

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の弱毒化および社会情勢を鑑み、キープ the モーターズ保険の休業損失の補償における感染症に関する費用について、令和5年7月1日保険始期以降契約を対象に、以下の改定を実施いたします。なお、本改定に伴う保険料改定はありません。

	令和5年6月1日保険始期以前	令和5年7月1日保険始期以降
新型コロナウイルス感染症に関する費用保険金	保険期間を通じて 定額20万円	補償なし

2. パンフレット記載箇所

パンフレット名	キープ the モーターズ保険（令和5年1月1日～令和5年12月1日加入用）	
該当箇所	P4	休業損失の補償「新型コロナウイルス感染症に関する費用保険金」
	P11	休業損失の補償「お支払いする保険金の内容」 ■保険金の種類 ③新型コロナウイルス感染症に関する費用保険金
令和5年6月1日 保険始期以前	保険期間を通じて定額20万円	
令和5年7月1日 保険始期以降	補償なし	

ご不明な点がございましたら、パンフレット裏面に記載の取扱代理店もしくは弊社までお問い合わせください。

以上

(SJ23-00515) 2023/04/14